

安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項の変更の届出書

下記のとおり独自利用事務に係る利用特定個人情報の提供の求めに係る届出事項を変更したいので、番号法第19条第9号に基づく個人情報保護委員会規則第3条第5項の規定により届け出ます。

(1) 事務の名称	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
(2) 届出番号	3
(3) 変更の内容	①提供を求める利用特定個人情報の追加又は削除
(4) 変更の内容の詳細	「都道府県民税又は市町村民税に関する情報」が削除されたため
(5) 変更の理由	③準ずる先の法定事務において提供を求める利用特定個人情報の追加・削除があったもの
(6) 変更の理由の詳細※ (5)で「その他」を選んだ時のみ記載	
(7) 変更の年月日	2025年07月28日

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	高知県
3. 市区町村名	安芸市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの

②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		安芸市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第23号）別表第一 3の項 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九法律第百二十九号）第1条	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、（母子家庭等及び寡婦）の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。）	第1条 この条例は、（ひとり親家庭）に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、（ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。）
⑦独自利用事務の関連規範		安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（昭和60年条例第6号） 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則（昭和60年規則第2号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条のひとり親家庭医療費受給者証交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条のひとり親家庭医療費受給者証更新申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条のひとり親家庭医療費受給者証（変更・喪失）申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ハ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報	児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ヘ	安芸市福祉医療費助成に関する条例第5条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務4

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条のひとり親家庭医療費受給者証交付申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務5

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条 のひとり親家庭医療費受給者証更新申請に係る事実につ いての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条 第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務6

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に 係る事実についての審査に関する事務	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条 のひとり親家庭医療費受給者証（変更・喪失）申請に係る 事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号イ	安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第4条第1項 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条 様式第5号
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による 保険給付の資格者等に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

届出日	2025年10月06日
独自利用事務の対象者	母又は父と監護している児童で、所得税非課税世帯のひと
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年10月01日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	